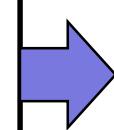


言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人が支え合う社会づくり条例

条例の目的

- ① 言語としての手話の普及
- ② 聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択する機会の確保



「聞こえの共生社会」の実現

基本理念

全ての聴覚障害者が、基本的人権を享有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを確認した上で、「聞こえの共生社会」推進するにあたっての基本的な考え方を定めています。

- (1) 手話が言語であるとの認識のもと、言語としての手話の普及を行うこと
- (2) 聴覚障害者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的に配慮され、可能な限り、コミュニケーション手段についての選択の機会などが確保されること

関係者の責務・役割

- ①府の責務
 - ・施策の総合的・計画的実施
 - ・関係者との連携・協働
- ②府民の役割
- ③聴覚障害者関係団体（当事者団体、手話サークル、要約筆記サークル、その他支援団体）の役割
- ④事業者（サービス提供者、雇用主）の役割
- ⑤社会福祉を目的とする事業を経営する者の役割
- ⑥学校等（聴覚障害児等が在籍する学校等・一般の学校等）の役割

基本的な施策の方向性

- ①府民の理解を深めるための取組
 - 府民や事業者に対する周知・啓発
- ②聴覚障害児等が手話を身につける機会の提供
 - 聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対する支援
 - 聾学校における手話での教育環境の整備
- ③手話習得やコミュニケーション手段学習の機会の提供
 - 難聴者や中途失聴者への手話習得機会の提供
 - 手話以外のコミュニケーション手段習得の機会の提供
- ④環境の整備
 - 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員等の養成
- ⑤府政での対応
 - 職員研修の実施、府政におけるコミュニケーション手段を使用した情報提供、事業実施等

施行日：平成30年3月12日